

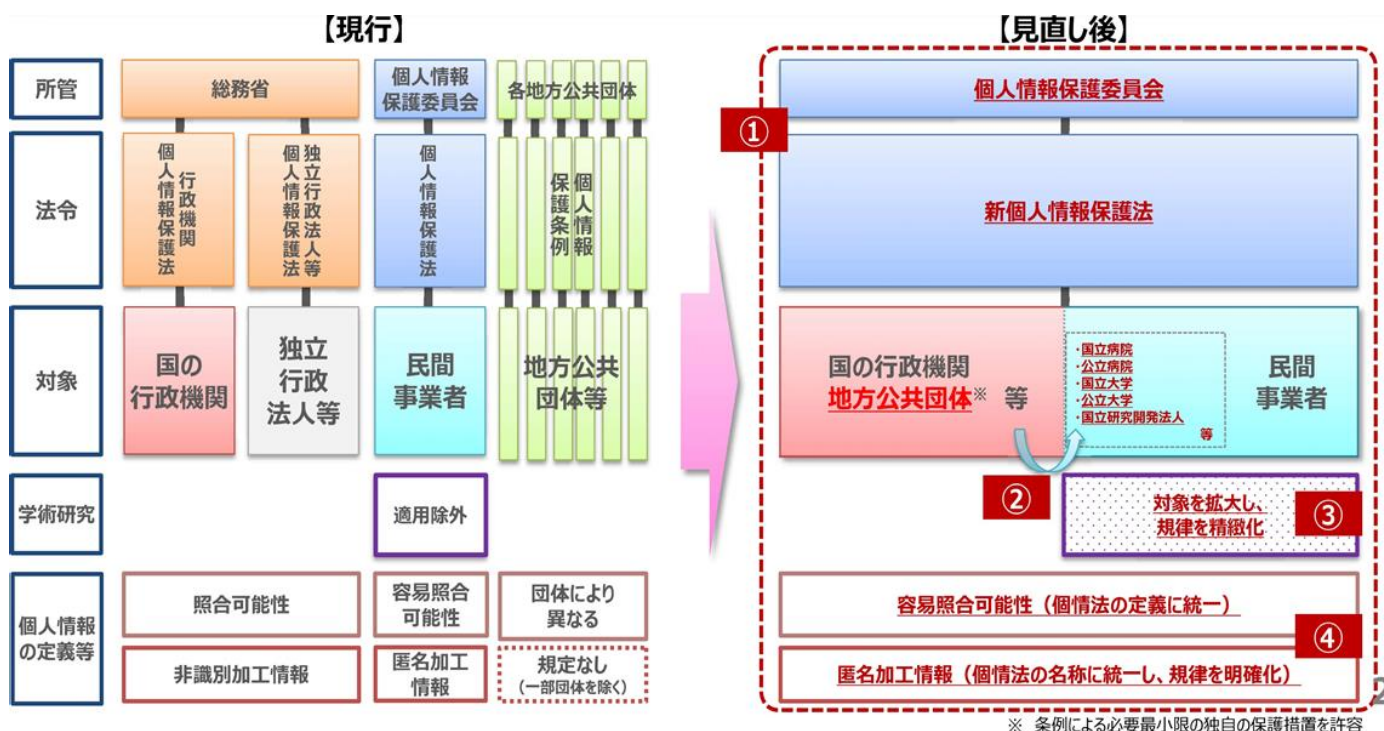
【議案第96号】

ひたちなか市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

＜条例改正の背景＞

国において、令和3年5月19日に公布されたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の中で、「個人情報の保護に関する法律」の改正が行われました。

この法改正は、国・民間・地方公共団体、それぞれの個人情報保護制度の不均衡・不整合を是正するために法体系を一元化し、個人情報保護とデジタル化に伴うデータ流通の両立やデータ保護に関する国際基準に対応することを目的としています。



＜条例規定事項＞

○条例で定めることが必須な事項

- 1 自己情報開示請求における手数料（法第89条第2項）

○条例で定めることが許容されている事項（地方自治体に裁量のある事項）

- 1 審議会への諮問（法第129条）
- 2 その他理念的事項やデータ流通に影響を与えない事項

＜個人情報保護運営審議会への諮問＞

当市個人情報保護法制の諮問機関「ひたちなか市個人情報保護運営審議会」に新条例に規定する事項について諮問したところ、令和4年10月3日に上記＜条例規定事項＞を規定することが適当であるとの答申を受けております。

【議案第97号】

ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

＜新条例制定の経緯＞

- ①個人情報の保護に関する法律の改正（以下改正法とする）が行われました。
- ②改正法において個人情報保護制度の審査請求における諮問は、行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に対し行うことが規定されました。
- ③現行の個人情報保護制度の審査請求における諮問機関である「ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会」は行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関ではありません。このため、「ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会」を行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関に位置づける必要が生じました。
- ④行政不服審査法第81条第1項又は第2項の機関は、その組織・運営に関し必要な事項は条例で定める旨、行政不服審査法第81条第4項において規定されています。
- ⑤これまで規則で定められていた「ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会」の組織・運営に関し必要な事項を条例で定める必要が生じました。
- ⑥これらの変更点を条例に反映させるとともに、審査会に係る規定が複数の例規に跨っている現状を是正するため、本条例を制定しようとするものです。

（表1）現状の審査会に関する規定

例規の名称	規定事項
ひたちなか市附属機関の設置に関する条例	設置・組織
ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会運営規則	運営
ひたちなか市情報公開条例	情報公開制度における審査請求の調査審議の手続
ひたちなか市個人情報保護条例	個人情報保護制度における審査請求の調査審議の手続

（表2）本条例制定後の審査会に関する規定

例規の名称	規定事項
ひたちなか市情報公開・個人情報保護審査会条例	<ul style="list-style-type: none"> ・設置，組織，運営 ・情報公開制度における審査請求の調査審議の手続 ・個人情報保護制度における審査請求の調査審議の手続

[議案第98号]

ひたちなか市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

1 改正理由

人事院の給与改定に関する勧告（令和4年8月8日発出）及び同勧告による民間給与との格差等に基づく改定として国家公務員に係る一般職の職員の給与に関する法律（給与法）が一部改正されたことを踏まえ、本市の一般職に係る給料表の月額を令和4年4月1日から平均0.3%引き上げるとともに、勤勉手当の支給割合を0.1月分引き上げるものです。

これらに関連して、再任用職員の勤勉手当の支給割合、特別職の職員及び任期付職員の期末手当の支給割合を引き上げるなど、関係する条例について、一括して改正を行うものです。

2 改正となる条例及び改正内容

(1) ひたちなか市職員の給与に関する条例【改正条例第1条】

①勤勉手当：正職員の12月の支給割合を0.1月引上げ

…改正後の期末・勤勉手当4.40月

再任用職員の12月の支給割合を0.05月引上げ

…改正後の期末・勤勉手当2.30月

②給料表：平均0.3%引上げ

(2) ひたちなか市職員の給与に関する条例【改正条例第2条】

勤勉手当：6月及び12月の支給割合を令和5年度以降均等になるよう配分

(3) ひたちなか市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例【改正条例第3条】

期末手当：特別職の12月の支給割合を0.05月引上げ

…改正後の期末手当3.30月

※市議会議員、水道事業管理者、教育長は同条例を準用する。

(4) ひたちなか市特別職の職員で常勤のもの給与に関する条例【改正条例第4条】

期末手当：6月及び12月の支給割合を令和5年度以降均等になるよう配分

(5) ひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例【改正条例第5条】

①給料表：職員の給料表に準じて引上げ

②期末手当：特定任期付職員の12月の支給割合を0.05月引上げ

…改正後の期末手当3.30月

(6) ひたちなか市一般職の任期付職員の採用等に関する条例【改正条例第6条】

期末手当：6月及び12月の支給割合を令和5年度以降均等になるよう配分

3 適用日

令和4年4月1日（改正条例第2条、第4条及び第6条は、令和5年4月1日）

[議案第99号]

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

1 改正理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行等を踏まえ、職員の定年年齢を段階的に65歳へ引き上げるものです。それに伴い、60歳に達した管理職等を降任する役職定年制や、60歳以後の給料月額を7割水準とする措置を行うこととなります。併せて、60歳以後の定年前に退職した職員を、本人の希望により短時間勤務職員として再任用する定年前再任用短時間勤務制を導入するほか、所要の改正を行うものです。

2 定年引上げの概要

(1) 定年年齢の段階的な引上げ

職員の定年年齢を65歳としたうえで、令和5年度から13年度まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げる措置を講じるものです。

(2) 管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）の導入

定年年齢が引き上げられる中で、管理職手当の支給を受ける職員等を対象とし、60歳に達した日後の最初の4月1日に管理監督職以外の職へ降任する、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）を導入するものです。

(3) 60歳に達した職員の給料月額7割措置の導入

職員が60歳に達した日後の最初の4月1日以後、職員の給料月額（いわゆる基本給）を、それまで受けていた額の「7割水準」とするものです。

(4) 定年前再任用短時間勤務制等の導入

定年引上げにより65歳までフルタイムで勤務することを原則とする中、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、60歳以後の定年前に退職した職員を、本人の希望で短時間勤務の職で再任用することができる定年前再任用短時間勤務制を導入するものです。

また、定年が段階的に引き上げられる経過期間において、65歳まで再任用ができるよう、現行の再任用制度と同様の仕組みである暫定再任用制度を措置するものです。

(5) 情報提供・意思確認制度の導入

職員自身が60歳以後の任用・給与・退職手当の制度について、十分認識した上で勤務の意思を決定するための情報提供を行うため、情報提供・意思確認制度を導入するものです。

3 改正となる条例及び主な改正内容

(1) ひたちなか市職員定数条例【改正条例第1条】

・定年年齢の段階的引上げにより、令和13年度までは定年退職が2年に1度となることから、定数上限の制約により、退職者の補充を基本とした従来どおりの採用を続けられなくなり、職員の年齢階層に不均衡が生じることとなります。年齢階層を平準化するには毎年一定の人数を採用する必要があるため、一時的に増員の見込まれる職員数を上限として定数を増やす対応をするものです。

(2) ひたちなか市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例【改正条例第2条】

・地方公務員法の改正による条項ずれへの対応をするものです。

- (3) ひたちなか市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例【改正条例第3条】
- ・降給の事由として、60歳に達した職員の給料月額7割措置について規定するものです。
- (4) ひたちなか市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例【改正条例第4条】
- ・減給の効果について、減給期間中に給料月額が変わった場合の減給額の規定を追加するものです。
- (5) ひたちなか市職員の定年等に関する条例【改正条例第5条】
- ・定年年齢の段階的な引上げ、管理監督職勤務上限年齢制（役職定年制）、定年前再任用短時間勤務制、情報提供・意思確認制度などについて規定するものです。
- (6) 外国の地方公共団体の機関等に派遣されるひたちなか市職員の処遇等に関する条例
【改正条例第6条】
- (7) ひたちなか市職員の育児休業等に関する条例【改正条例第7条】
- (8) ひたちなか市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例【改正条例第8条】
- (9) ひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例【改正条例第9条】
- ・地方公務員法の改正による条項ずれや、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるなどの対応をするものです。
- (10) ひたちなか市職員の修学部分休業及び高齢者部分休業に関する条例
【改正条例第10条】
- ・定年年齢の引上げに合わせ、高齢者部分休業を申請できる年齢を現行の55歳から60歳としたうえで、令和5年度から13年度まで2年に1歳ずつ段階的に引き上げる措置を規定するものです。
- (11) ひたちなか市職員の給与に関する条例【改正条例第11条】
- ・60歳に達した職員の給料月額7割措置の規定、再任用職員に関する規定の削除、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改めるなどの対応をするものです。
- (12) ひたちなか市職員の旅費に関する条例【改正条例第12条】
- ・地方公務員法の改正による条項ずれへの対応をするものです。
- (13) ひたちなか市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
【改正条例第13条】
- ・60歳に達した職員の給料月額7割措置、高齢者部分休業を申請できる年齢を段階的に引き上げる措置などについて規定するものです。
- (14) ひたちなか市職員の再任用に関する条例【改正条例第14条】
- ・現行の再任用制度の廃止に伴い、条例を廃止するものです。

4 施行日

令和5年4月1日

令和4年12月22日

ひたちなか市議会

議長 大谷 隆 殿

総務生活委員会

委員長 鈴木 道 生

閉会中の継続調査申出書（案）

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 件 名

- (1) 企画行政について
- (2) 行財政改革について
- (3) 税務行政について
- (4) 市民生活行政について